

# MUFG BK 中国月報

三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

2025年9月号(第235号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

## ■ 中国・インドにおけるSDV開発動向と日系企業への示唆

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 社会共創ビジネスユニット  
グローバルコンサルティング部  
コンサルタント 杉原莉紗…………… 1

## ■ トランプ関税で加速する“非”米国向け輸出市場の開拓

三菱総合研究所 政策・経済センター  
主任研究員 森重彰浩…………… 5

## ■ 個人所得税総合所得の確定申告について

KPMG 中国 日系企業サービス  
税務パートナー 李輝…………… 10

## ■ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介…………… 13

## ■ 主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部…………… 16

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

## 中国・インドにおける SDV 開発動向と日系企業への示唆

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング  
社会共創ビジネスユニット グローバルコンサルティング部  
コンサルタント 杉原莉紗

### SDV を巡るグローバル動向の概観

自動車産業は、今、かつてない転換期を迎えている。車両の価値は、従来のエンジンや車体といったハードウェアから、車内アプリや AI(人工知能)のようなソフトウェアへと急速に移行している。そして、ソフトウェアによって車両の機能や性能が決定され、出荷後もソフトウェアの更新により機能や性能の向上が可能な自動車である SDV (Software Defined Vehicle) への注目が集まっている。

コンサルティング機関の試算によれば、SDV 関連市場は 2030 年までに 6,500 億ドル規模に拡大すると見込まれている<sup>注1</sup>。特に中国において BYD (比亞迪汽車) や、NIO (上海蔚来汽車) をはじめとする新興メーカーが SDV 開発を加速させており、直近の「上海モーターショー2025」では AI や自社開発の半導体を活用した先進的な車両が数多く発表された。今後も中国企業の動向は自動車業界の一部先進技術領域に大きな影響を与えられよう。

一方、インドでも EV (電気自動車) 開発が急速に進展しており、日系企業に新たなビジネスチャンスの兆しが見え始めている。現地で事業を展開する日本企業にとって、中国・インド両国の SDV 開発動向を正確に把握することは、今後の競争力強化に不可欠である。

本稿では、中国における SDV 開発の現状とその背景、さらにインド自動車産業の最新動向と SDV 開発に向けたポテンシャルについて解説する。両国の比較を通じて、それぞれの国の特徴や、今後各国で重視される開発分野について展望したい。

**注1** BCG「Rewriting the Rules of Software-Defined Vehicles」(2023年9月7日付)

<https://www.bcg.com/ja-jp/publications/2023/rewriting-rules-of-software-defined-vehicles>

### 中国企業における SDV 開発の現状と特徴

中国では、BYD や NIO などの新興 OEM (完成車メーカー) を中心に SDV 開発が急速に進展している。その背景には、欧米 OEM との協業による技術獲得や、開発スピードの圧倒的な速さがある。特に日系の自動車関連メーカー各社は、中国系 OEM の SDV 開発速度に強い危機感を抱いている。従来、日本の自動車メーカーは世界の自動車業界をリードしてきたが、SDV 分野においては米国のテスラや中国企業の台頭により、必ずしも競争優位を維持できていない状況にある。

中国企業の SDV 開発が迅速である理由は、主に二つある。第一に「豊富な人的資源を活かした開発体制」、第二に「自動車 OEM とテック企業による効率的な分業」である。

まず、「豊富な人的資源を活かした開発体制」について述べる。中国企業は圧倒的な人員数を活用し、一つのプロジェクトに一般的な自動車 OEM の 10 倍規模の人員を投入することも珍しくない。これ

らの人員を小規模なモジュール単位に分け、同時並行で開発を進め、最終的に統合することで、短期間でのSDV開発を実現している。こうした人材確保の背景には、中国系OEMにおける長時間労働の容認と高い給与水準がある。コンサルティング機関の試算によれば、従業員の1カ月当たりの平均残業時間は、BYDが20~40時間、Geely（吉利汽車）は40~70時間、NIOなど新興OEMは70~100時間と、猛烈に働く文化が浸透している（フォルクスワーゲンやトヨタ自動車の中国現法は0~20時間程度）<sup>注2</sup>。また、ソフトウェア開発者の年収は平均約40万元（800万円）で、優秀な人材は約60万元（1,200万円）を超える。こうした理由から、若者に人気の就職先として、優秀な人材も集まりやすくなっている。

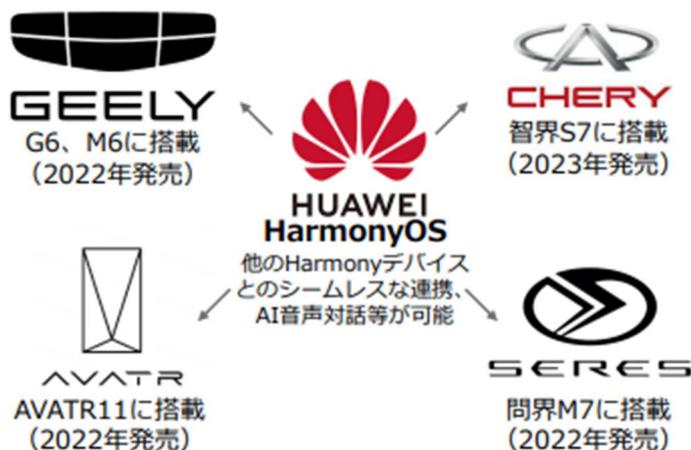
次に、「自動車OEMとテック企業による効率的な分業」について述べる。従来、ソフトウェア開発において組織・人材・技術面で強みを持つテック企業との協業は、OEM各社が開発スピードを上げる大きな要因となっている。例えば、HUAWEI（華為技術）はビークルOSや自動運転ソフトウェアをGeely・AVATR Technology（阿維塔科技）といったOEM各社に提供している<sup>注3</sup>。

**注2** 日経ビジネス「残業月100時間も 中国新興EV、日米欧突き放す『モーレツ』社員たち」（2024年10月8日付）  
<https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00485/100300090/>

**注3** 経済産業省「『モビリティDX戦略』2025年のアップデート」（2025年6月9日公表）  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/automobile/jido\\_soko/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/jido_soko/index.html)

## 【図：HUAWEIによる中国系OEM各社へのソフトウェア供給】

- HUAWEIは自社開発したビークルOS（Harmony.OS）を他の中国OEMに提供



出典：経済産業省「『モビリティDX戦略』2025年のアップデート」（2025年6月9日公表）より引用

## インド市場のEV普及とSDV開発ポテンシャル

次に、急速にEV導入が進むインド市場の現状と、SDV開発に向けたポテンシャルについて考察する。インド政府は2030年までに新車販売に占めるEVの比率を30%に引き上げる目標を掲げ、マヒンドラ&マヒンドラやタタ・モーターズなどの現地OEMがEV生産を強化している。実際、インドの新車販売台数は年々増加しており、EVの販売台数も急速に伸びている（2023年の新車販売台数は約420万台、四輪EV販売台数は約9万台、前年比約190%増）<sup>注4</sup>。

EVの普及は、SDV開発においても重要な意味を持つ。なぜなら、EVはソフトウェアによる車体制御や運転補助など制御領域が広く、SDV化との親和性が高いためである。

インドは、他国に比べ、SDV開発に不可欠なIT人材が多いという特徴がある。2024年時点でインドのIT技術者数は約500万人（日本は約144万人、中国は約350万人）と世界有数の規模を誇る。さらに、インドのIT人材の平均年収は約8,215米ドルと日本（約3万6061米ドル）や中国（約3万6574米ドル）と比べて低く<sup>注5</sup>、コスト競争力が高い。SDV開発にはAI人材の確保が不可欠であり、日系企業にとっても、インドをはじめとする海外市場からの人材獲得は、今後、ますます重要となる。

実際、現地拠点での人材獲得に向けた取り組みも進んでいる。トヨタ自動車のインド子会社であるTKM（トヨタ・キルロスカ・モーター）は、IISc（インド理科大学院）と連携し、モビリティ・エンジニアリング研究所の設立を発表した。また、BMWとタタ・テクノロジーは、インドでソフトウェア開発の合弁会社を設立し、ADAS（先進運転支援システム）やIVI（インフォテインメント）に特化した開発体制を構築、従業員1,000人規模への拡大を目指している。

高いEV普及率を目指し、EV販売台数が急速に伸びている市場に加え、コスト競争力の高いIT人材が豊富なインド市場は、SDV開発において非常に高いポテンシャルを持っていると言える。

**注4** マークライنز

**注5** 国際労働機関（ILO）、ヒューマンリソシア

[https://corporate.resocia.jp/info/news/20240116\\_itreport10](https://corporate.resocia.jp/info/news/20240116_itreport10)

### SDV開発における中国のプレゼンス

ここまで、中国のSDV開発動向とインドの開発ポテンシャルについて述べてきた。近時、自動車生産における「世界の工場」としてインドが注目される中、これまで世界の工場であった中国がSDV開発で強みを発揮する領域はどこか。中国企業が、今後、特にプレゼンスを高めると考えられるのは、車載機能を統合・高速処理する先端半導体（SoC）および高度な解析や自動運転技術に影響を与えるAI分野と考える。

SDVの実現には、ソフトウェアの開発・アップデートを柔軟かつ効率的に行うための高性能SoCが不可欠であり、米国拠点のNVIDIAやQualcommなどのグローバルサプライヤーが寡占を進めている。一方、米国政府による先端半導体分野における対中輸出規制が強化される中で、中国企業も自社開発・内製化を加速させている。例えば、HUAWEIやNIOは自動運転用のSoC開発を進めている。

また、生成AIを含むAI技術の活用も自動車分野で急速に重要性を増している。自動車分野のAI関連特許登録（2019～2023年）のうち、約65%が中国企業によるものである。AIの活用領域は、「車両のエンジニアリングプロセス」「AIエージェントによる新サービス提供」「自動運転機能の実現」「自動運転実装に必要なシミュレーション環境の構築」など多岐にわたる。特にAIは、「自動運転機能の実現」において、経路判断の根拠としてプログラムされた交通ルールや運転ルールだけで

はなく、AI が主体的に判断することができるようになる。従来、OEM が進めてきた「ルールベース」から「E2E (エンドツーエンド型)」などの AI ベースの自動運転モデルに開発領域が移行することが特徴である。すでに、HUAWEI が開発する AI ベースシステム (E2E AI ベースの ADAS 「ADS3.0」) は、BYDをはじめBAIC (北京汽車)、Changan (長安汽車)、Dongfeng (東風汽車) など複数の中国メーカーに供給されている。

### まとめ：日系企業への示唆

ここまで、中国およびインドにおける SDV 開発の現状と今後の展望について述べてきた。日系自動車関連メーカーにとっては、豊富な人的資源を持つ中国系 OEM 企業や組織・人材・技術面に優れた現地テック企業との連携が、SDV 開発のスピードと競争力を高める重要な手段となるだろう。例えば、共同開発プロジェクトや人材交流、技術提携など、具体的な協業の形を模索することが求められる。

また、将来的な SDV 開発競争の熾烈化を見据え、コスト競争力の高い IT 人材が豊富なインド市場への進出も有力な選択肢となる。早期から現地企業とのネットワークを構築し、パートナーシップや人材育成の基盤を築いておくことが、将来的な競争優位の確立につながる。

今後は、中国・インド両国の SDV 開発動向を的確に把握し、グローバルな視点で柔軟かつ戦略的に対応することが、日系自動車メーカーの競争力維持・強化の鍵となるだろう。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: risa-sugihara@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

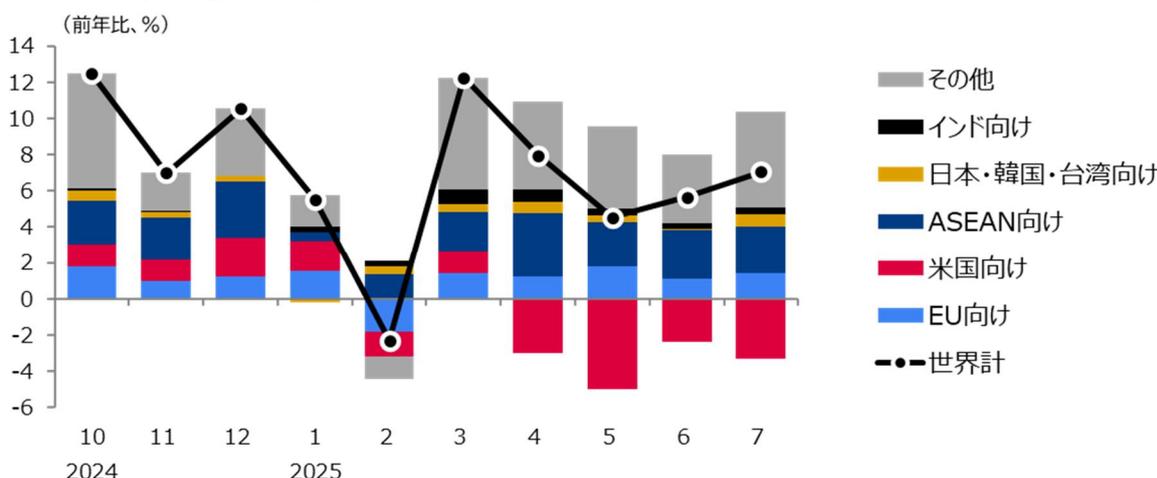
トランプ関税で加速する“非”米国向け輸出市場の開拓

三菱総合研究所  
政策・経済センター  
主任研究員 森重彰浩

中国の輸出は米国向けの減少により足元で伸び鈍化

2025年4月に米国・第二次トランプ政権の関税が本格的に発動して以降、中国の輸出動向(図表1)をみると、米国向け輸出は減少に転じている。東南アジア諸国連合(ASEAN)向けや欧州連合(EU)向けが下支えしているものの、米国向けの減少をカバーするには至らず、全体として輸出の伸びは鈍化傾向にある。

【図表1 中国の輸出(名目)】



出典：Macrobond を基に三菱総合研究所作成

中国製品の相対的な価格競争力の低下は避けられない見通し

2025年4月から5月上旬にかけては、米中間の関税引き上げの応酬により、中国製品に対しては一時的に145%もの関税(フェンタニル・不法移民関税20%+相互関税125%)が課される事態となった。その後、5月10~11日の閣僚級協議を経て、中国製品にかかる関税の上乗せは30%(フェンタニル・不法移民関税20%+相互関税10%)まで引き下げられ、いったんは落ち着いている。

ただし、この30%という水準は、米国との関税交渉が合意に達した国と比較してなお高い。例えば、ベトナムは20%、インドネシア・フィリピンは19%、日本は15%となっている。さらに、11月半ばまでの延長が決まった米中間交渉の結果次第では、関税の上乗せが30%から54%に引き上げられる可能性も残されている。

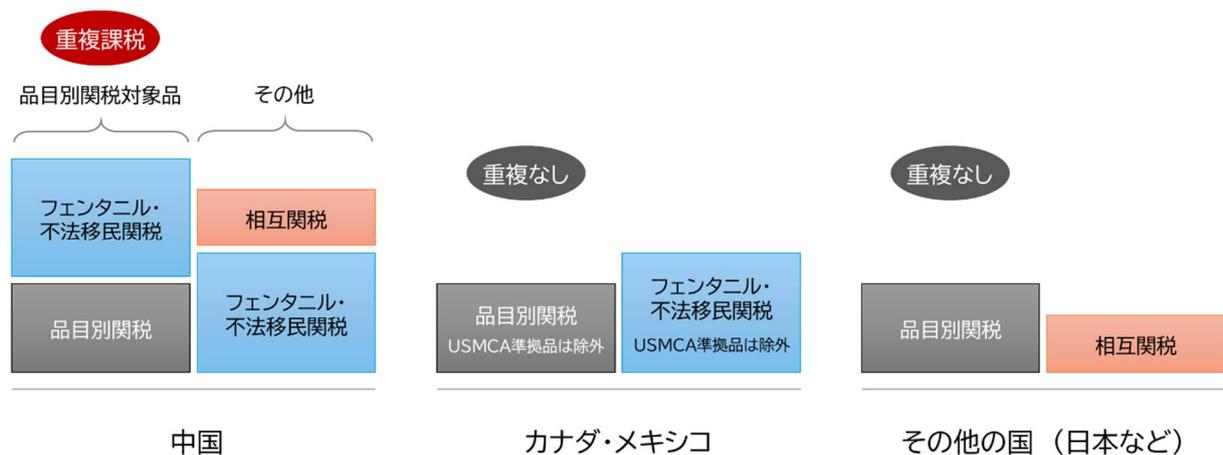
加えて、鉄鋼やアルミニウムといった品目別関税との重複適用も、中国の関税率を相対的に高くする要素となっている(図表2)。中国製品に課されるフェンタニル・不法移民関税の20%は、米国の

国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく措置であり、メキシコ・カナダも対象となっている。ただし、メキシコ・カナダについては USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の原産地規制を満たす製品は適用が除外されているほか、2025年4月29日の大統領令にて、鉄鋼・アルミ・銅、自動車など品目別関税との重複適用が停止されている<sup>注1</sup>。一方の中国は、USMCAのような除外品目がないほか、品目別関税との重複適用が継続されており、中国からの輸入関税が相対的に高くなる一因となっている<sup>注2</sup>。

**注1** 日本貿易振興機構（JETRO）「トランプ米大統領、追加関税の累積停止と自動車部品への232条関税の緩和措置を発表」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/04/11423559aa2ab938.html>

**注2** なお、品目別関税はフェンタニル・不法移民関税の20%との重複適用はあるが、相互関税の10%との重複適用はないとみられる。

【図表2 トランプ関税の構造】

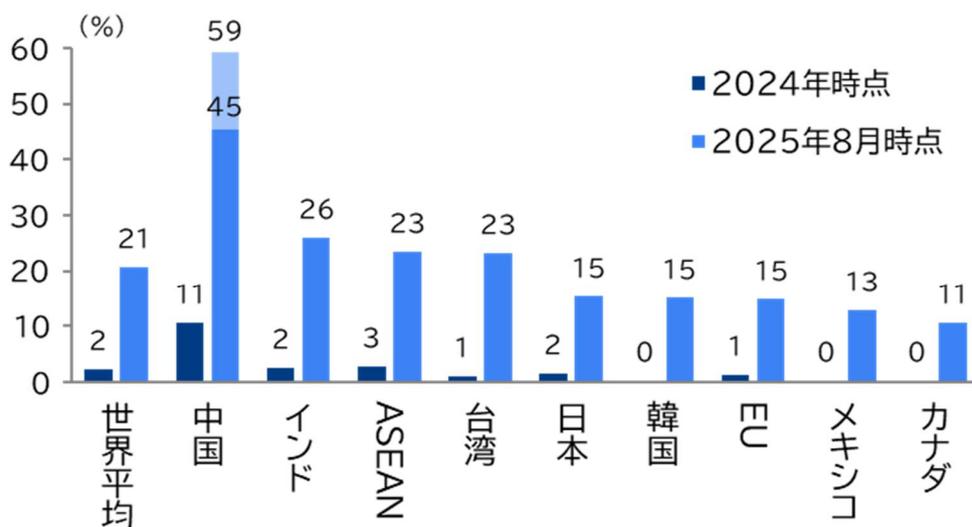


出典：三菱総合研究所

2025年8月14日時点での合意内容に基づき、第二次トランプ政権発足後の関税率の変化（図表3）をみると、中国に対する関税率は、バイデン前政権下での11%から45%へと大幅に上昇しており、その上昇幅は中国を除く世界平均の19%（2%→21%）を大きく上回る。これは中国の相互関税率を30%と仮定した場合の数字であり、11月中旬以降に適用が延期されている24%分が上乘せされれば、さらに上昇幅は14%拡大する。

こうした中国製品に対する高関税の背景には、貿易不均衡の是正に加え、経済面・軍事面・技術面で台頭する中国を抑止する狙いがあるとみられる。第二次トランプ政権における対中関税率は他国よりも厳しいものとなり、中国から米国向けの輸出について価格競争力の低下は免れない見通しだ。

【図表3 第二次トランプ政権の発足前後の関税率比較】



注：2025年8月時点は8月14日時点。鉄鋼・アルミ関税について、派生製品の含有割合は一律2割と仮定。カナダ・メキシコ関税について、USMCA適用割合をカナダ・メキシコとも5割と仮定。中国については、フェンタニル・移民関税+相互関税が30%の場合は45%、フェンタニル・移民関税+相互関税が54%の場合は59%。

出典：米国商務省センサス局、米国国際貿易委員会、米国税関、ホワイトハウス、各種報道を基に三菱総合研究所作成

### 衣類、自動車、電気機械などを中心に米国以外の輸出先を探る動きが広がる可能性

次に、中国とその他の国を比較した場合に、中国製品の関税上昇率が相対的に大きい品目を見ていきたい。第二次トランプ政権の品目別関税は非常に複雑である。例えば、鉄鋼の25%関税は、いわゆる鋼材のみならず、その派生製品として白物家電なども対象となっている。当社では、公表されているHTSコード(米国関税分類番号)8桁ベースの関税対象品目を基に、中国と中国以外の国(加重平均)の関税上昇率について推計した(図表4)。

その結果、HTSコード2桁分類の相対的な関税上昇率を見ると、銅(HTS:74)が最も高く、中国以外の国が19%上昇にとどまるのに対して、中国は69%の上昇となり、その差は50%となる(図表2)。次いで鉄鋼(HTS:72)が32%となるが、これらの米国向け輸出金額は、いずれも5億ドル程度と比較的小さい。

一方、相対的な中国の関税上昇率が高いトップ20のなかで、金額ベースで100億ドルを超えている品目としては、自動車(HTS:87)、電気機械(HTS:85)、一般機械(HTS:84)、プラスチック(HTS:39)などが挙げられる。これらの品目は、中国の主要輸出品目であるため、米国向け輸出における価格競争力低下が他国に大きな影響を及ぼす可能性がある。

【図表4 相対的な中国の関税上昇率 (HTSコード2桁分類)】

HTSコード2桁分類	米国の 中国からの輸入 (2024年) 億ドル	第2次トランプ政権での 関税上昇率		相対的な中国の 関税上昇率 ①-②
		中国 ①	中国以外の国 ②	
74 銅	5	69%	19%	50%
72 鉄鋼	5	65%	33%	32%
88 航空機	4	45%	18%	27%
30 医薬品	78	45%	18%	27%
44 木材	19	45%	18%	27%
87 自動車	168	40%	13%	27%
85 電気機械	1,240	40%	18%	22%
84 一般機械	820	37%	16%	21%
81 他の卑金属	7	23%	4%	19%
76 アルミニウム	29	49%	30%	19%
29 有機化学品	85	22%	4%	18%
83 金属製雑品	52	32%	13%	18%
21 調製食品	8	30%	12%	18%
20 野菜・果実調製品	9	30%	12%	18%
17 砂糖	2	30%	12%	18%
39 プラスチック	193	30%	12%	18%
40 ゴム	26	33%	16%	18%
24 タバコ	1	30%	12%	18%
7 食用野菜	4	30%	12%	18%
8 食用果実	1	30%	13%	17%

注：関税率は2025年8月14日時点。鉄鋼・アルミ関税について、派生製品の含有割合は一律2割と仮定。カナダ・メキシコ関税について、USMCA適用割合をカナダ・メキシコとも5割と仮定。中国について相互関税+フェンタニル・移民関税が30%、他国の相互関税は合意内容に基づく。

出典：米国商務省センサス局、米国国際貿易委員会、米国税関、ホワイトハウス、各種報道を基に三菱総合研究所作成

これらの品目を米国向けに輸出している中国企業にとって、米国市場での採算が厳しくなった場合に、別の国で市場を開拓していく可能性がある。現状、これらの製品を既に中国から輸入している国は、販路や顧客が存在するという意味で候補となりうる（図表5）。なかでもASEANやインド、ブラジルは、今や一定のシェアを有しており、かつ、中長期的に成長が見込まれる有望市場だろう。実際、中国のASEAN向け輸出は2023年に米国向けを上回り、主要輸出先のなかではトップになっている。

世界的な保護主義の潮流、米中対立の長期化が見込まれるなかで、第二次トランプ政権での関税引き上げは、中国企業による“非”米国市場の開拓を一段と加速させる可能性が高い。日本企業としては、こうした中国製品の輸出先の変化もにらみ、ASEAN市場などでの競争激化に備える必要がある。加えて、単なる価格競争に巻き込まれないためには、現地企業との提携による生産拠点の構築、高付加価値分野での差異化戦略といった中長期的な取り組みが求められるだろう。

【図表5 主要国の輸入に占める中国比率】

HTSコード2桁分類	輸入に占める中国比率				
	日本	ASEAN	インド	EU	ブラジル
74 銅	15%	24%	5%	8%	5%
72 鉄鋼	19%	38%	17%	9%	49%
88 航空機	1%	8%	0%	5%	1%
30 医薬品	2%	4%	7%	2%	2%
44 木材	12%	34%	7%	25%	43%
87 自動車	26%	24%	27%	20%	26%
85 電気機械	45%	35%	57%	48%	55%
84 一般機械	42%	39%	44%	35%	28%
81 他の卑金属	36%	45%	54%	27%	37%
76 アルミニウム	21%	37%	24%	13%	25%
29 有機化学品	27%	36%	43%	27%	36%
83 金属製雑品	54%	63%	52%	55%	32%
21 調製食料品	14%	13%	24%	9%	10%
20 野菜・果実調製品	36%	36%	11%	9%	4%
17 砂糖	5%	15%	0%	5%	26%
39 プラスチック	33%	34%	29%	25%	22%
40 ゴム	22%	22%	9%	25%	30%
24 タバコ	1%	16%	0%	30%	5%
7 食用野菜	64%	51%	1%	10%	24%
8 食用果実	3%	32%	1%	2%	1%

出典：米国商務省センサス局、米国国際貿易委員会、米国税関、ホワイトハウス、UN Comtrade を基に三菱総合研究所作成

(執筆者連絡先)

三菱総合研究所

E-mail: pecmacro@ml.mri.co.jp ホームページ: <https://www.mri.co.jp/>

## 個人所得税総合所得の確定申告について

KPMG 中国  
日系企業サービス  
税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

### 背景

国家税務総局は、長年にわたる個人所得税総合所得の確定申告（以下「確定申告」）の実務経験を踏まえ、2025年2月26日付で「個人所得税総合所得の確定申告管理弁法」（以下「弁法」）を正式に公布した。これにより、確定申告業務の管理をさらに明確化した。

### 主要内容

「弁法」は、既存の政策を踏まえた上で、確定申告の過程における納税者、企業、税務機関など各当事者の権利と義務を明確にするとともに、申告プロセスを細分化し、税務関連サービスなどの措置を改善した。このうち、注目すべき内容としては下記が挙げられる。

#### ●確定申告の期限延長

2025年から、納税者は確定申告手続きの期限延長を申請できるようになる。ただし、確定申告手続きの期限延長の承認を受けた個人納税者は、依然として確定申告期間中に一定の税額を予納（あらかじめ納付）する必要がある。

#### ●株式インセンティブ情報を合算して課税

納税者が1納税年度において複数の株式インセンティブを取得した場合や、異なる組織から株式インセンティブを取得した場合については、納税者が前の組織から取得した株式インセンティブの関連情報を現在の組織に提供し、現在の組織が合算して源泉徴収する方式がなくなる（今後は、個人で確定申告をする必要がある）。一方、同一組織から株式インセンティブを取得した場合、企業は依然として所得を合算して税金を源泉徴収する必要がある。

#### ●法的責任と権利の明確化

##### <納税者>

- ・納税者の「初回違反に処罰なし」の原則を引き続き保持する。個人所得税の納税記録のマーキングについては、納税者が未申告や追徴課税の未納付を是正した後、税務機関は適時にマーキングを削除しなければならないことを明確にした。
- ・納税者が虚偽申告や不適切な申告を行った場合や、信用情報システムに登録され、重大な信用失墜行為があった場合、規定に従って信用の制限が課せられる。
- ・納税者の合法的な権益が侵害された場合、クレーム、告発又は行政不服申立て、行政訴訟の提起などの法的な救済ルートを通じ、納税者自身の合法的な権益を保護することができる。

## <企業／雇用主>

- ・組織が規定に従って確定申告の手続きを代行していない、又は納税者の身元を不正に使用して申告を行った場合、租税徴収管理の関連規定に従った処理に加え、企業納税信用評価システムに登録されることとなる。
- ・企業の責任者が法に従って確定申告をしていないなどの行為に対しては、信用制限メカニズムを導入し、連動して企業納税信用評価システムに登録される。

## KPMG の所見

「弁法」は全体的にこれまでの確定申告の原則と規定を踏襲し、申告、控除、税金還付・追納などを含めた確定申告の全プロセスの作業をさらに体系的に明確化した。すなわち、各当事者の責任と義務を強化し、確定申告の法的保護を整備したものである。また、「弁法」では納税信用の連動メカニズムを新たに追加した。虚偽申告などの行為に対して信用制限を導入し、確定申告の「剛柔兼備」の管理制度を反映している。

## ●次のステップ

納税者と企業は、確定申告業務を事前に手配し、合理的に計画を立てることで、申告情報の正確性とコンプライアンス遵守を確保できるようにしたい。現在の確定申告の管理要件及び実務経験に基づき、納税者と企業／雇用主の観点からそれぞれにアクションプランをまとめた。

## <納税者>

### 1) 情報の確認と照合

- ・個人の基本情報（電話番号、銀行口座）の有効性を確認する。税金還付を受けるためには、有効な中国国内の銀行口座を提供する必要がある。帰国する人員が中国国内の銀行口座を保有しなくなる場合、事前に確定申告作業を手配する。
- ・個人所得、控除及び予納税金データの完全性と正確性を照合し、確定申告が必要かどうかを判断する。下記の点に留意する必要がある。
  - 異なる組織から取得した株式インセンティブは、合算して申告する。
  - 課税対象となる国外所得を取得した場合、国内所得と合算して申告する。期限内に確定申告を完了できない場合は、6月30日までに主管税務機関に期限延長を申請し、かつ一定の税額を予納する。

### 2) 代行の授権

- ・確定申告の手続き代行を組織又は専門機関に依頼する場合、書面もしくは電子的な手段で確認する必要がある。

### 3) 責任と権益

- ・確定申告に関連する情報資料は、確定申告期間の終了日から5年間保存するものとする。
- ・個人信用記録に影響を与えないよう、補足資料を適切な時期に提出し、税金還付・追納手続きを完了する。

## <企業/雇用主>

### 1) 従業員への周知徹底と指導

- ・必要に応じて、確定申告の関連事項を従業員に周知徹底し、従業員のコンプライアンス遵守をサポートする。
- ・海外駐在員の情報を整理し、駐在員が情報を申告した表の内容と合わせて、駐在員に国外所得の申告を適宜リマインドし、サポートを提供する。
- ・企業の責任者（企業法定代表者など）に対し、確定申告の状況に留意するよう促す。

### 2) 代行義務の履行

- ・納税者が企業に手続き代行を依頼する場合、企業は、手続きを代行するか、又は納税者が申告及び税金還付・追納を完了できるよう、研修・指導を実施する。
- ・確定申告の手続き代行を依頼した旨を、書面もしくは電子情報などの方式で納税者に確認する。
- ・確定申告に関連する情報資料を5年間保存する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街1号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel: +86-10-8508-7638 E-mail: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では2025年7月中旬から8月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[ 政策 ]

【再投資奨励】
<p>○「国家發展改革委員会等の外商投資企業の国内再投資奨励の若干の措置を実施することに関する通知」(発改外資[2025]928号、2025年7月18日発布・実施)</p> <p>■原文(「国家发展改革委等部门关于实施鼓励外商投资企业境内再投资若干措施的通知」)は、国家發展改革委員会の下記サイトをご参照。</p> <p><a href="https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202507/t20250718_1399285.html">https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202507/t20250718_1399285.html</a></p>
<p>外商投資企業の国内再投資奨励についての政策措置。外商投資企業の国外投資者が配当利益を再投資する場合の租税優遇については、配当利益にかかる源泉所得税の繰り延べと再投資額の10%の税額控除が実施されているが、この通知では、国外投資者が配当利益により再投資する場合と外商投資企業が未配当利益を再投資する場合の両方を奨励の対象としている(通知ではこの両方を「外商投資企業の国内再投資」と総称している)。</p> <p>■この通知では11項目の奨励措置が挙げられているが、その概要は以下の通り。</p> <p>※原文には12項目あるが、1項目目は通知の説明のため、11項目として紹介する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.条件に合う外商投資企業の国内再投資プロジェクトを重大・重点外資プロジェクトリストに入れ、相応の支援政策を享受させる。</li> <li>2.外商投資企業の国内再投資における工業用地について、長期リース、“先リース後払い下げ”、柔軟な使用年数での払い下げといった方法で初期の土地使用コストを引き下げる。</li> <li>3.外商投資企業の全額出資により新規に設立される法人企業(注:再投資先企業)が、親会社(注:外商投資企業)が既に取得している産業参入許可(注:事業許可)の基本的な申請条件に適合する場合、業種主管部門が手続きを簡素化する。</li> <li>4.租税支援政策の実施において、国外投資者の再投資を奨励し、より多くの有効な投資を促進する。</li> <li>5.外商投資企業の国内で再投資する企業の投資プロジェクトが外商投資奨励産業目録に適合する場合は、輸入設備関連の支援政策を享受させる。</li> <li>6.外商投資企業の外貨利益、または国外投資者が国内で合法的に取得した利益を再投資する場合は、規定に従って外貨資金を国内で振り替えることができる。</li> <li>7.外商投資企業が外貨資本金、または両替した人民元資金を国内で再投資する場合は、投資先企業または持分譲渡側の再投資受け入れについての登記手続きは不要である。</li> <li>8.条件に合う外商投資企業の国内再投資に必要な外国側株主による貸付、“パンダ債”(注:</li> </ol>

<p>中国市場で発行する人民元建て債券)は、管理手続きを最適化し、“グリーンチャネル”管理(注:優先的に扱うこと)とする。</p> <p>9.金融機関が適法でリスクコントロール可能な前提で、商品・サービスを革新し、外商投資企業の国内再投資に対して金融サービス・支援を提供することを奨励する。</p> <p>10.“外商投資企業国内投資情報報告”を試行し、部門間の外商投資企業国内再投資の情報共有を強化し、企業が支援政策を享受できるようにする。</p> <p>11.外商投資促進についての評価方法を最適化し、外商投資企業の国内再投資による経済・社会の発展に対する貢献を重視する。</p>
--

**【海南自由貿易港】**

<p>○「海南自由貿易港の“一線”、“二線”に出入りする貨物および島内流通貨物に対する租税政策に関する通知」(財関税[2025]12号、2025年7月23日発布、同年12月18日実施)</p> <p>■原文(「关于海南自由贸易港货物进出“一线”、“二线”及在岛内流通税收政策的通知」)は、財政部の下記サイトをご参照。</p> <p><a href="http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202507/t20250722_3968309.htm">http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202507/t20250722_3968309.htm</a></p>
---

<p>海南自由貿易港は2025年12月18日から「封閉運営」(注)を開始することが発表されたが、それ以降の貨物の出入りにおける関税と増値税・消費税の扱いを通知したものの。</p> <p>(注)「封閉運営」とは、海南島全島を税関特別監督管理区域として税関が出入りする貨物を管理することで、中国国外との間に“一線”、中国本土との間には“二線”の税関の管理線を設ける。そして、国外から“一線”を経て海南島に入る貨物は、特定貨物を除いて“ゼロ関税”とし、中国本土との“二線”を経る貨物の出入りは輸出入として扱い、海南島内で流通する貨物は国内流通として扱うとしている。</p> <p>■本通知の主な内容は、以下の通り。</p> <p>1.“一線”から海南自由貿易港に入る貨物に対する税の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税輸入貨物については目録管理を実施し、目録内の輸入貨物に対して輸入関税、輸入段階増値税および消費税を徴収する(注:本通知と同日に発布された「封閉運営」後に適用される「海南自由貿易港課税輸入商品目録」には約2,300品目が記載されているが、財政部の説明によると、この目録以外の“ゼロ関税”が適用される貨物は現行の約1,900品目から約6,600品目に増え、全品目に占める比率は現行の21%から74%になるという)。</li> <li>・海南自由貿易港で登記した独立法人資格を有する企業など(“優遇享受主体”という)(注)が上記の輸入課税商品目録以外の貨物を輸入するときは、輸入関税、輸入段階増値税および消費税を免除する(これを“ゼロ関税”という)(注:“優遇享受主体”は他に海南自由貿易港内の事業単位、海南自由貿易港に登記する政府関係部門が認定した科学技術関係と教育関係の非企業単位とされている)。</li> <li>・上記の貨物および現行の保税・減免税貨物を除くその他の輸入貨物については、輸入関税、輸入段階増値税および消費税を徴収する。</li> <li>・“ゼロ関税”貨物に対しては、税関電子帳簿を設置し情報化・スマート化によって管理し、特定減免税貨物として税関手続きは省略し、必要に応じて検査する。</li> </ul> <p>2.“二線”から中国本土に入る貨物に対する税の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“優遇享受主体”が税関手続きを行う際に、輸入部材に応じて輸入関税、輸入段階増値税</li> </ul>
--

および消費税を支払う。

- ・“一線”での輸入段階または島内での流通段階で輸入税（注：輸入関税、輸入段階増値税および消費税）を支払った場合は、本段階において輸入税を追納しない。
- ・島内での流通段階で国内流通増値税を納付した場合は、本段階において輸入段階増値税を追納しない。
- ・すべての輸入税を支払い済みの貨物に対しては、国内流通段階において増値税および消費税を徴収する。

### 3.海南自由貿易港内で加工された貨物が中国本土に入った場合の税の扱い

- ・海南自由貿易港内の奨励産業に属する企業が生産し、加工付加価値が30%以上（注）の輸入部材を含む貨物が“二線”から中国本土に入った場合は、輸入関税を免除し、輸入段階増値税および消費税を徴収する（注：加工付加価値については、本通知と同日に公布された「税関海南自由貿易港加工付加価値関税免除貨物税徴収・管理暫定施行弁法」で、輸入部材価格と国内調達部材価格の合計金額に対する加工製品の国内販売価格の比率が30%以上とされている）。

### 4.ゼロ関税貨物および加工製品の海南自由貿易港内での流通における税の扱い

- ・“優遇享受主体”間で流通するときは、輸入関税、輸入段階増値税・消費税を免除し、国内段階増値税および消費税を徴収する。
- ・“優遇享受主体”が“優遇享受主体”以外の主体・個人に流通させる場合は、輸入部材に応じて輸入関税、輸入段階増値税および消費税を納付し、国内段階増値税および消費税を徴収する。
- ・すべての輸入税を支払い済みの貨物については、国内流通規定に従って管理し、国内段階増値税および消費税を徴収する。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行  
トランザクションバンキング部

項目	単位	2024年					2025年						
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	(10-12月) 5.4					(1-3月) 5.4			(4-6月) 5.2			-
固定資産投資*	前年同期比%	3.4	3.4	3.4	3.3	3.2	-	4.1	4.2	4.0	3.7	2.8	1.6
第一次産業	前年同期比%	2.9	2.3	2.5	2.4	2.6	-	12.2	16.0	13.2	8.4	6.5	5.6
第二次産業	前年同期比%	12.1	12.3	12.2	12.0	12.0	-	11.4	11.9	11.7	11.4	10.2	8.9
第三次産業	前年同期比%	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 1.0	▲ 1.1	-	0.7	0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 2.3
工業生産(付加価値ベース)**	前年同期比%	4.5	5.4	5.3	5.4	6.2	-	5.9	7.7	6.1	5.8	6.8	5.7
社会消費財小売総額***	前年同期比%	2.1	3.2	4.8	3.0	3.7	-	4.0	5.9	5.1	6.4	4.8	3.7
消費者物価上昇率(CPI)	前年同期比%	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1	0.5	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	0.1	0.0
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同期比%	▲ 1.8	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 2.5	▲ 2.3	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 3.6	▲ 3.6
輸出***	億ドル	3,086.5	3,037.1	3,090.6	3,123.1	3,356.3	-	5,399.4	3,139.1	3,156.9	3,161.0	3,251.8	3,217.8
前年同期比%		8.7	2.4	12.7	6.7	10.7	-	2.3	12.4	8.1	4.8	5.8	7.2
輸入***	億ドル	2,176.3	2,220.0	2,133.4	2,148.7	2,307.9	-	3,694.3	2,112.7	2,195.1	2,128.8	2,104.1	2,235.4
前年同期比%		0.5	0.3	▲ 2.3	▲ 3.9	1.0	-	▲ 8.4	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 3.4	1.1	4.1
貿易収支***	億ドル	910.2	817.1	957.2	974.4	1,048.4	-	1,705.2	1,026.4	961.8	1,032.2	1,147.7	982.4
対内直接投資(実行ベース) <sup>(注)</sup>	億元	5,801.9	6,406.0	6,932.1	7,497.0	8,262.5	975.9	1,712.1	2,692.3	3,207.8	3,581.9	4,232.3	4,673.4
前年同期比%		▲ 31.5	▲ 30.4	▲ 29.8	▲ 27.9	▲ 27.1	▲ 13.4	▲ 20.4	▲ 10.8	▲ 10.9	▲ 13.2	▲ 15.2	▲ 13.4
外貨準備高	億ドル	32,882	33,164	32,611	32,659	32,024	32,090	32,272	32,407	32,817	32,853	33,174	32,922
都市部調査失業率	%	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.2	5.1	5.0	5.0	5.2
国内自動車販売台数	万台	245.3	280.9	305.3	331.6	348.9	242.3	212.9	291.5	259.0	268.6	290.4	259.3
前年同期比%		▲ 5.0	▲ 1.7	7.0	11.7	10.5	▲ 0.6	34.4	8.2	9.8	11.2	13.8	14.7
購買担当者指数(PMI)	製造業	49.1	49.8	50.1	50.3	50.1	49.1	50.2	50.5	49.0	49.5	49.7	49.3
非製造業		50.3	50.0	50.2	50.0	52.2	50.2	50.4	50.8	50.4	50.3	50.5	50.1

\* : 年初からの累計ベース。

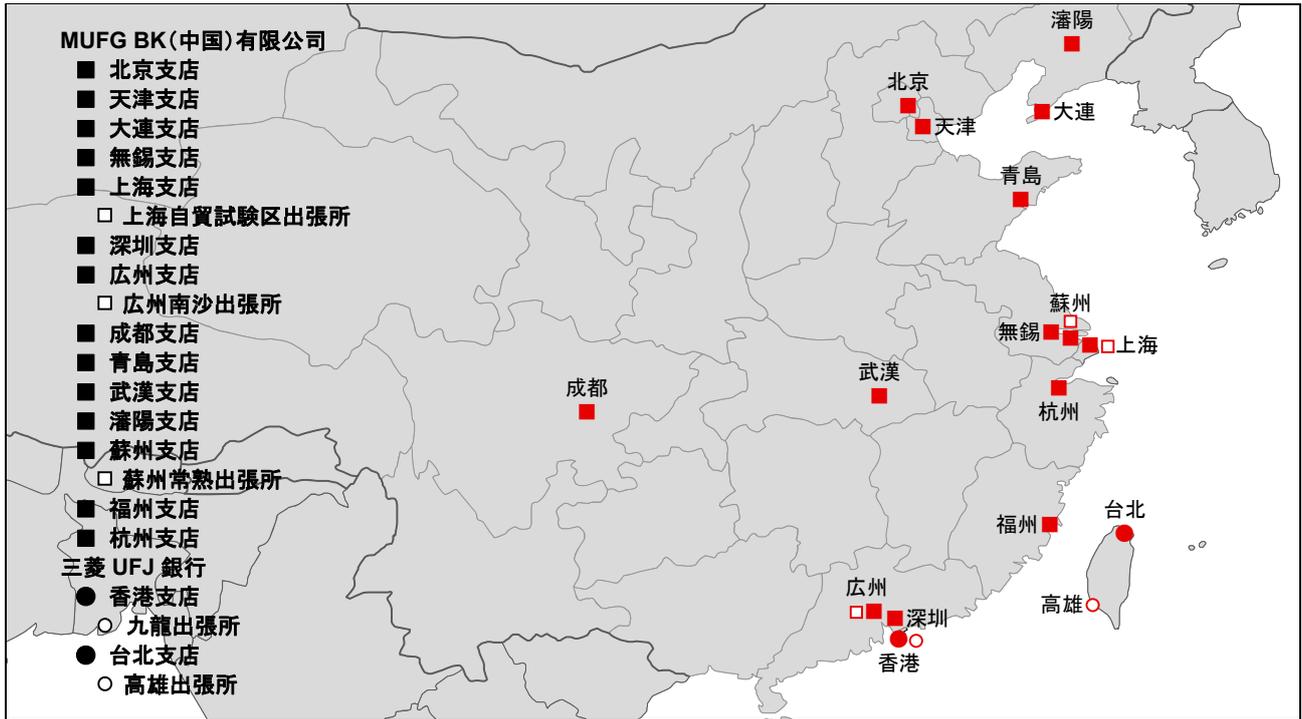
\*\* : 2月 は 1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

\*\*\* : 2月 は 1-2月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1601、1602、1604单元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1603单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店 九龍出張所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。